

## 議案第98号

### 大阪市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

大阪市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年大阪市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「から第58条まで（第55条第4項第1号イを除く。）」を「、第55条（第4項第1号イを除く。）、第56条（第12項を除く。）、第57条及び第58条」に、「第31条」を「第31条並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号。以下「平成27年改正省令」という。）附則第4条第4号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第10条の規定による改正前の設備運営基準第56条第12項」に改める。

第9条第1項中「を除く。」を「及び平成27年改正省令附則第4条第4号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成27年改正省令第10条の規定による改正前の設備運営基準第56条第12項に係る部分を除く。」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

平成27年2月24日提出

大阪市長 橋 下 徹

#### 説 明

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (抄)

(地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第 8 条 第 3 条から前条まで (第 3 条中設備運営基準第 1 条及び附則に係る部分並びに第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる規定に係る部分を除く。) の規定にかかわらず、地域密着型特別養護老人ホーム (設備運営基準第 12 条第 7 項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。) の設備及び運営に関する基準は、次項に定めるもののほか、設備運営基準第 54 条から第 58 条まで (第 55 条第 4 項第 1 号イを除く。) 並びに設備運営基準第 55 条 (第 4 項第 1 号イを除く。)、第 56 条 (第 12 項を除く。)、第 57 条及び第 58 条

営基準第 59 条において準用する設備運営基準第 2 条から第 8 条まで、第 9 条第 1 項、第 12 条の 2 から第 15 条まで、第 17 条から第 22 条まで、第 23 条第 1 項、第 24 条から第 29 条まで及び第 31 条並びに介護保険法施行規則等の一部を改正する省令 (平成 27 年厚生労働省令第 4 号。以下「平成 27 年改正省令」という。) 附則第 4 条第 4 号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 27 年改正省令第 10 条の規定による改正前の設備運営基準第 56 条第 12 項に定めるところによる。

## 2 省 略

(ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準)

第 9 条 第 3 条から前条まで (第 3 条中設備運営基準第 1 条及び附則に係る部分並びに第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる規定に係る部分並びに前条第 1 項中設備運営基準第 56 条に係る部分及び平成 27 年改正省令附則第 4 条第 4 号の規定によりなおその効力を有するものとされた平成 27 年改正省令第 10 条の規定による改正前の設備運営基準第 56 条第 12 項に係る部分を除く。) の規定にかかわらず、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム (設備運営基準第 60 条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。) の設備及び運営に関する基準は、次項に定めるもののほか、設備運営基準第 60 条から第 62 条まで並びに設備運営基準第 63 条において準用する設備運営基準第 3 条から第 6 条まで、第 8 条、第 9 条第 1 項、第 12 条の 2 から第 14 条まで、第 18 条、第 20 条から第 22 条まで、第 23 条第 1 項、第 26 条から第 29 条まで、第 31 条、第 33 条、第 34 条、第 36 条、第 38 条から第 41 条まで及び第 58 条に定めるところによる。

## 2 省 略